

地域経済の振興と地方自治の尊重を阻む懸念のある国際協定の締結等に対し、慎重であることを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年12月20日

提出者

13番 笹岡 ゆうこ

6番 竹内 まさおり

20番 橋本 しげき

25番 川名 ゆうじ

武蔵野市議会議長 深沢 達也 殿

地域経済の振興と地方自治の尊重を阻む懸念のある国際協定の締結等  
に対し、慎重であることを求める意見書

地方自治体は、地方自治の観点からさまざまな条例等を制定し、自分たちの住む街にあった制度や仕組みづくりに取り組んでいます。また、政府の地方創生推進のもと、各自治体は地域産業や地域雇用の活性化に向けて、地元企業の優先や地産地消等の取り組みをしています。

T P P 協定や今後交渉されるであろう 2 国間協議等においては、あらゆる参入障壁の撤廃が想定されています。ローカルコンテンツ規制、公共調達規制、内国民待遇、商業的援助の禁止、I S D 条項等によって、地方自治体による、地元企業や地域経済を優先する政策が大きく制約されることとなります。

自由貿易推進によって恩恵を受けられる側面もありますが、T P P 協定においては付属書第 15-A において、「政府」の対象として W T O と同じく、国の諸機関に加えて都道府県、政令市が該当すると明記されています。第 15 章 24 条 2 において、3 年後に義務付けられた追加交渉で市町村を含む地方自治体を中心に対象機関の拡大と適用基準額の引き下げが当初から想定されています。

例えば、第 15 章には、公共事業の入札において英語と自国語で電子的な手続きにおいて公開入札となり、地元企業の優先や、過去の実績等を考慮してはなりません。

また、食の安全においても米韓 F T A においては給食食材の地産地消を優先する条例が I S D 条項に抵触するとして、条例の変更を余儀なくされています。

各自治体が制定する公契約条例や、地域振興条例にも影響が出てくると考えられています。

このように、今までは地方自治体の専権事項としての取り組みや、築き上げてきた制度や運用方法への影響を懸念します。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、地域経済の振興と地方自治の尊重に直接的・間接的に大きな影響が出ると懸念される協定の締結等において、慎重であることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 深 沢 達 也

衆 議 院 議 長	}	あて
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
外 務 大 臣		
農 林 水 産 大 臣		
経 済 産 業 大 臣		